

第25期第20回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年3月10日(月)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、
洒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、
橋本良子、宮部光夫、渡邊仁 計15名
- 4 欠席委員 保戸塚武彦 1名
- 5 議 案
 - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定
について (第1～3号)
 - (2) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可につ
いて (第4号)
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第5～7号)
 - (4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第8～12号)
 - (5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第13・14号)
- 6 協 議
 - (1) 令和6年度農地パトロール結果について
 - (2) 令和7年度練馬区農業委員会活動指針(案)および令和7年度
最適化活動の目標(案)の設定について
- 7 報 告
 - (1) 特定農地貸付けに係る老人クラブ農園の廃止報告書の提出につ
いて
 - (2) 特定農地貸付けに係る報告書の提出について
 - (3) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (4) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 そ の 他

尾崎賀一会長	皆様、おはようございます。第25期第20回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事務局	ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は保戸塚武彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
尾崎賀一会長	今回の署名人は、荘埜晃一委員と田中聖晃委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。 令和7年2月3日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。 【申請者、土地所有者、所在等について説明】 こちらの事実確認調査は保戸塚武彦委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	2月19日に、保戸塚武彦委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

調査地ですが、綺麗に耕運されており、境界も全て確認できました。
収穫したものは自家消費とのことです。
申請者が近隣の体験農園を将来的に増設することを検討しており、
こちらの畑に関しては試験栽培という形で、体験農園と同じナス、
トマト、ピーマン等をまず1から2区画分作付けするとのことでした。
試験栽培で問題なければ、体験農園として7から8区画程増設
を検討しているとのことです。特に問題ないと思います。よろしく
お願いします。

尾崎 賀一 会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和7年1月15日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

こちらの事実確認調査は洒井利博委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎 賀 一 会 長	それでは、酒井利博委員お願いします。
酒 井 利 博 委 員	2月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、露地でミカン、オレンジ、レモン等が植わっております。販売は幼稚園等でのもぎ取りによる収穫体験、庭先直売とのことです。境界については、一部、杭が入っていなかったため、表示するようにお願いしました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに22ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。 令和7年1月27日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。 【申請者、土地所有者、所在等について説明】 こちらの事実確認調査は加藤直正委員にお願いしています。 事務局からは以上です。

尾崎賀一会長	それでは、加藤直正委員お願いします。
加藤直正委員	2月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 畑では、元々、ウメが15本植わっておりましたが、今回、こちらの畑を個人に貸されるとのことで伐採されており、根っこと幹の部分が残されている状態でした。今後根っこを含んだ全ての部分をユンボで撤去されるとのことです。また、露地は綺麗に耕運されておりました。販売は、ウメを全て庭先直売していたとのことでした。今後、畑が貸し出された後は、借主が露地でさつまいもを作付けし、収穫体験を行っていくとのことです。境界については、一部杭がまだ設置されていなかったため、至急、仮杭を設置していただくよう指導いたしました。その他特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに34ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号「農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について」です。 令和7年2月19日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり所有

権の移転を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき農業委員会の許可が必要になります。本件は区が学校農園として土地所有者から借りている農地について、契約更新による使用貸借権の設定です。

【借受者や土地所有者、土地の所在・地積等について説明】

別冊資料のインデックス1をお開きください。農地法第3条(農地の権利移動の制限)についてです。3 農地法第3条第2項が定める不許可基準の、(1)(2)(4)については、地方公共団体が権利を取得しようとする農地を公用又は公共用に供する場合には、不許可事由の例外に該当するとなっております。今回は区が申請者ですので、(3)(5)(6)の不許可基準に照らしての確認をお願いします。

(3) 信託の引受けによる権利の取得の場合、農業協同組合や農地中間管理機構以外の信託会社等が信託財産として農地等を引き受けることはできないというもので、本議案は該当いたしません。(5) 農地等を転貸する場合、本議案は学校農園として区が農地のまま使用するため、該当いたしません。(6) 地域における農地等の農業上の効率的、総合的利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、こちらについても該当いたしません。以上により不許可基準のいずれも該当いたしません。

こちらの事実確認調査は農業委員会事務局が行っております。事務局からは以上です。

尾崎 賀一 会長

それでは、事務局から報告をお願いします。

事 務 局

2月21日および27日に、現地調査に行ってきました。

(1) 中村小学校の畑についてですが、東側は現在授業が行われていないため防草シートが張られておりましたが、その他については耕運されておりました。(2) 大泉東小学校の畑についてですが、全

て綺麗に耕運されておりました。境界も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和7年2月5日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 2月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑ですが、東側は区民農園として貸し出しているとのこと。調査時は、耕運されている状態でした。夏はカボチャ、トウガン等を作付けしているとのこと。販売は、相続人が経営している園芸店での販売、自家消費とのこと。境界も全て確認できました。被相続人が高齢であったため、近年は相続人が耕作していたとのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに40ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。 令和7年2月12日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。 【相続人、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は篠田政巳委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、篠田政巳委員お願いします。
篠田政巳委員	2月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 調査時はネギ、ニンニク、タマネギ等が作付けされておりました。 販売は全て庭先直売とのことでした。境界も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり)

	それでは、承認とします。 つぎに42ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。 令和7年2月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。 【相続人、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は相原和彦委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、相原和彦委員お願いします。
相原和彦委員	2月28日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は、東側に二つの農具庫、中央にビニールハウスがあります。西側では、露地でキヌサヤ、ブロッコリー、キャベツが作付けされており、キヌサヤ以外は収穫が終わっている状態でした。ハウスでは、マートルが植わっておりました。販売について、花きは市場、野菜はJA直売所とのことです。境界も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。

	つぎに44ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年2月6日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は宮部光夫委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、宮部光夫委員をお願いします。
宮部光夫委員	2月6日に、事務局1名とJA東京あおばの職員1名で現地調査に行ってきました。 畑には、ツツジ、サツキ、サルスベリ等が植わっておりました。販売につきましては、庭先直売、市場出荷とのことです。境界も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに46ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年2月7日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は田中聖晃委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、田中聖晃委員お願いします。
田中聖晃委員	2月7日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)から(3)(7)の畑では、シュンギク、ハウレンソウ、コマツナ等が作付けされ、(4)(5)はシバ畑になっております。(6)の畑については、畑の間に車庫があり、露地ではネギが作付けされておりました。販売については、庭先直売と一部飲食店への販売とことです。境界については、(1)から(3)(7)の畑で一部確認できなかったため、表示していただくようお願いしました。その他は全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに48ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年2月7日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は田中聖晃委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、田中聖晃委員お願いします。
田中聖晃委員	2月10日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)から(6)、(8)(9)の畑には、カキ等の果樹が植わっており、(7)の畑には、ブロッコリー、ハクサイ、ネギ等が作付けされておりました。販売については、庭先直売、JA直売所とのことです。境界については、(1)(4)の畑で一部不明な点がありましたので、次回までに表示していただくようお願いしました。その他は全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに50ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年2月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 こちらの事実確認調査は榎本重恭委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、榎本重恭委員お願いします。
榎本重恭委員	2月18日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、西側にプラムが18本植わっており、その他は耕運され、今後、果菜類を作付けするとのことでした。東側と北側には、カキ、モモ、ブルーベリー等が植わってありました。販売はしておらず、全て自家消費とのことでした。境界については、全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに52ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年2月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は篠田政巳委員にお願いしています。
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 2月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
調査時、こちらの畑は綺麗に耕運されており、前作はダイコン、シュンギク、ハクサイ等を作付けしていたとのことです。今後の作付けについては、申請者が昨年、腰の手術をしたこともあり、体の状態を確認しながら考えていきたいとのことでした。販売はJA直売所とのことです。境界も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに54ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年2月4日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる

従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

こちらの事実確認調査は洒井利博委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、洒井利博委員お願いします。

洒井利博委員 2月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)、(4)、(9)から(11)、(12)については、申請者が自ら耕作している畑になります。(1)にはミカン、(12)はカキが植わっており、(4)、(9)から(11)では多品目の野菜が作付けされ、一部タケノコが植わっておりました。また、(9)から(11)にはハウスがあり、農機具が置いてありました。(2)(3)、(5)から(8)の畑については区内農業者に貸借しており、体験農園等として利用しているとのこと。今後、ネギ、ジャガイモ、キャベツ等を作付けしていくとのこと。販売については、庭先直売のみとのこと。(6)の一部の畑については、法人へ貸借しており、多品目の野菜を作付けし、そちらの野菜については、学校で使用し、残りは無人販売とのこと。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに56ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願い

事務局

いします。

議案第14号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年2月18日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

2月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑では、西側にミカンが数十本、ブルーベリー、ウメ等が数本植わっており、東側の露地では、ハクサイ、ナバナ等が作付けされておりました。(2)の畑では、カキ、ザクロが1本ずつ、南側にブルーベリーが植わっておりました。その他に露地でハクサイ、ブロッコリー、ダイコン等が作付けされておりました。販売は庭先直売とのことでした。境界についても全て確認できました。証明対象者が高齢だったため、ご家族の力を借りて農業に従事していたとのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに58ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 尾崎 賀 一 会 長 事務局	令和6年度の農地パトロール結果についての最終報告です。 1 文書指導を実施する地区は5地区です。 【5地区について、対象地、所有者、指導内容等について説明】 2 事務局にて経過を見つつ指導を行う地区は6地区です。 【6地区について、対象地、所有者等について説明】 3 文書指導案です。59ページをご覧ください。指導対象となった生産緑地の所有者へ、農業委員会会長名で文書を発出するものです。 1 改善を要する農地、2 改善を要する事項には、所有者の情報等を記載します。3 改善されない場合に生じうる事項は記載のとおりです。事務局からは以上です。 質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに60ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。 令和7年度練馬区農業委員会活動指針（案）および令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）についてです。 農林水産省経営局長から、農業委員会による最適化活動の推進等について通知がありました。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地等の利用最適化の推進に係る活動を実施することとされています。農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるように努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないとされています。令和7年度の案として、指針と最適化活動の目標を事務局でまとめさせていただきました。いずれも、
--	--

市街化区域の農業委員会としての必要な項目や記載内容について、東京都農業会議から一定の考え方が示されており、その考え方に沿って作成しております。

令和7年度 練馬区農業委員会活動指針（案）です。

1 基本方針です。都市農地の価値と課題について、農地の借り手となる担い手の確保を強化するためには、新たな担い手の参入を促す必要があり、新規就農者が安心して営農できるような支援が必要であると記載しております。

2 重要活動内容です。（１）特定生産緑地申請の推奨と指定後の保全活動の推進、（２）農地パトロールを通じた生産緑地の適正管理、（３）生産緑地の貸借制度を活用した農地保全の推進等について変更はございません。（４）認定新規就農者制度の活用促進についてです。練馬区が令和7年度に創設する予定の「認定新規就農者制度」を農業者等へ周知するとともに、制度の活用促進に取り組むと記載しております。（５）農業者全戸訪問を通じた営農支援についてです。練馬区が実施する農業者全戸訪問と連携して、営農を支援するために必要となる情報を収集し、区の出組に協力しながら営農支援に努めるとしております。（６）法制度内容等の情報収集および地域農業者への情報発信について変更はございません。（７）遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法は、管内の農地面積を時点修正しております。

3 その他の活動です。特に変更はございませんが、令和7年度から始まる「認定新規就農者制度」について追記をしております。つぎに、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）についてです。令和7年4月1日現在の農業委員会の状況です。農業委員会の現在の体制は記載の通りです。農家・農地等の概要は、直近の農林業センサスに基づいており、昨年度と同様になっております。経営体数については、認定農業者が76から78、基本構想水準到達者が18から

	16となっております。 最適化活動の目標についてです。 練馬区は全域が市街化区域となっておりますので、(2) 遊休農地の解消についてのみ記載が必要となります。現状、遊休農地面積は0、遊休農地の解消目標も0としております。 2 最適化活動の活動目標についてです。 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、東京都農業会議から標準的な日数が示されており、その日数を記載しています。(2) 活動強化月間の設定目標について、8月から10月に実施する農地パトロールを設定しております。(3) 新規参入相談会への参加目標については、市街化区域は該当しないため、記載しておりません。事務局からは以上です。よろしくお願いします。
尾崎 賀一 会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに68ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「特定農地貸付けに係る農園廃止報告書の提出について」です。 令和7年2月19日付けで、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき練馬区老人クラブ農園の廃止報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。 【廃止する農園の所在、廃止日等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀一 会長	質問等ございましたら、お願いします。

	(発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに70ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「特定農地貸付けに係る報告書の提出について」です。 令和7年2月19日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。 本件は、区が農地を借りて開設している老人クラブ農園について、土地所有者との契約期間が更新された旨の報告になります。 【申請者、農地の所在・地積・土地所有者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに72ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。 練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。 【物件地番・地積、所有者等について説明】 事務局からは以上です。

尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに74ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 令和7年2月に届出のあった農地の転用について報告するものです。 【届出件数、面積等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 1枚目の次第をお願いします。次第4 その他です。事務局から何かありますか。
事務局	特にございません。 委員の皆様から何かありますか。
加藤直正委員	議案第3号についてです。申請者は区外在住の農業者で、貸借地でさつまいもの収穫体験を実施する予定ですが、いずれは、練馬区内で販売もしたいとのことでした。区外在住の農業者が区内の貸借地で収穫した野菜等をJAの直売所で販売できるのか、JAに確認し

ていただきたい。将来的に J A を通じて販売したいという意向の区外在住の農業者等が多くなると予想するので、もし販売できないのであれば、販売できるような体制にしてもらいたい。

尾崎 賀一 会長 例年、開催している区、J A、農業委員会での三者意見交換会において、区外在住の農業者が区内で貸借した時に J A の正組合員になれるのかどうか議論したことがある。結論がまだ出ていないため、J A の正組合員になれるのか、J A の直売所を利用して販売するための要件等を、今年度の交換会で確認してみます。

他にございますか。

(発言なし)

それでは以上で、第20回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人